

※被告・関係当事者名は仮名に置き換え済み

令和3年（ワ）第378号 損害賠償請求事件（第1事件）

原告 ■■■■■ 外

被告 S社 外

令和4年（ワ）第354号 損害賠償請求事件（第2事件）

原告 ■■■■■ 外

被告 静岡県 外1名

準備書面（3） （求釈明）

令和6年5月21日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議2B係 御中

第1事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第1事件原告■■■■■、
第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■子、第
2事件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■、第1事件・第2事
件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■

訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

訴訟複代理人弁護士 永田 駿

上記原告らは、各標題の後に括弧書きで記載された被告に対し、下記の事項について釈明を求める。

記

1 初期の無届・無許可の形質変更行為について（熱海市）

2006年7月31日のS社の赤井谷1076-3等の売買契約と同年9月21日の取得、そして2007年3月9日の土採取条例の届出までの期間において、赤井谷1076-3、1076-8付近において行われたと思われる土採取等条例違反、風致条例違反の無届、無許可の形質変更行為について、熱海市において、当時または事後的に入手あるいは調査した資料があれば開示されたい。これは届出当時の現場写真等によればすでに大規模な形質変更が届出に先立ち行われていたことは明らかと思われるからである。

2 逢初川の危険溪流指定時期（静岡県）

逢初川が土石流危険溪流に指定された時点について、静岡県において判明しているのであれば特定されたい。

3 赤井谷1076-3に計画された第2堰堤の資料について（S社および熱海市）

伊豆山字赤井谷1076-3に計画された第1堰堤の下流の赤井谷1076-2の第2堰堤については、風致地区内行為の許可申請がなされ（己5）、許可も下されている（己8）。つまり、S社としては、当時、第1堰堤とほぼ同時に第2堰堤の工事にも着手する予定があった。

この点に関して、2007年5月2日、S社のG、Hは県東部農林事務所治山課に対して、一体の行為について次のように説明している（己12、2枚目）。

- ・上記場所で35万坪（約120ha）の土地を昨年自社が購入し、うち8万坪（約26ha）について宅地造成の開発計画を進めている。

・今回市から指摘されたのは、上記予定地での一連の開発に先行し、ろ過機能を持ったロックフィルダムを2基設置することによる。これは隣接する既開発地（注：当時完成していたCE工区と思われる）からの濁水が、下流逢初川を汚染するのを防止するため。設置に当たっては熱海市に土採取条例の届出を2回行った（注：下線は代理人）。1基当たりの転用面積は9800㎡で、2基では1haを超えるが10m以上離して設置するため一体とは考えていない。

このように、S社は、県に対しては「土砂条例の届出」（風致地区の許可申請とは述べていない）を2回行ったと説明している。実際、第1堰堤と第2堰堤は市への風致地区内行為許可申請書に明記されており、1076-3だけでなく1076-2の土地についても順次土採取等条例の届出を行おうとしていたことは明らかである。

上記の経過および記録からすれば、2007年5月2日以前に、S社は、己5の許可申請書に「対」になる形で1076-2についても土採取等条例の届出書を熱海市に提出していたが、県の見解を受けて、第2堰堤建設計画をいったん保留する形にしたため、市はそれを正式受理せず、あるいは受理を撤回して、申請書類を返戻した可能性がありうる。かかる経過は、市が形式的不備のある第1堰堤建設に関する土の採取等届を、不自然なほど簡単に受理した理由の解明につながりうる。

そこで下線①に関して、S社および熱海市に対して、次の点の釈明を求める。

- (1) S社は、下線①のとおり、1076-2の土地の第2堰堤の計画にかかる土採取条例の届出書を熱海市に提出したことがあるか。あるいは、届出書案を準備したうえで、熱海市との協議の場に持参して事実上渡したことがあるか。
- (2) 熱海市においては第2堰堤に関する届出またはその案を受領したことがあるか。もし受領したのであれば、その後に返戻したか。

- (3) 熱海市は、協議の場でS社から第1堰堤とともに第2堰堤の計画を示されて、第2堰堤の計画の留保ないし撤回を指導したことがあるか。
- (4) 熱海市において、赤井谷1076-2について2007年4月3日に風致地区の形質変更許可(己8)を下しているが、それが第2堰堤の建設行為に伴う形質変更であれば土採取等規制条例の届出書がないまま、また第1堰堤の建設行為と第2堰堤との工事の同時ないし順次着工は森林法適用が容易に想定されるにもかかわらずなぜ先行して風致許可を下したのか。

4 2007年5月31日の赤井谷1076-3での森林法違反の認定(甲B8-12-1、2および甲B8-13)について(静岡県)

- (1) 2007年5月に指摘された赤井谷1076-3におけるS社による森林法違反の無許可伐採(1haを超えるもの)に関する甲B8-8・5頁目の「改変部分」の点線の囲いの部分はカラーではないかと思われるところ、白黒コピーの訴訟記録上不鮮明であるため、仮にカラーであれば県はカラーコピーを提出されるか、範囲が明確なものを提出されたい。
- (2) 同日付の森林法違反に基づく行政指導の根拠としての事実認定は、「伐採面積1.5~3ha」、そのうち「土地の形質変更面積1.5~3ha」であり、認定根拠は「目視」であった。調査期間は4月27日の現地調査から約1か月である。県は森林法違反を認定したのちに、S社に求積図を作成するように指導を重ねている。実務的に考えると、山間部で正確な地積測量が現実には困難ないしは時間・費用が掛かる場合が多いことが予想される森林法の適用場面において、正確な測量図面を前提にせず、目視その他の手法によって迅速に違反認定を行う実務は広く行われていると思われる。他方で、2009年11月には目視等による現場確認がなされていない。そこで、1haをめぐる森林法の適用の可否の判断にあたって、行政指導や監督処分を行う前提として、面積の確定(推定を含む)のために当事者作成の求積図が常に必要だという内規ないし

方針があるのか。形質変更の面積を認定するためのルールや慣行があれば明らかにされたい。

5 2008年5月30日のD工区の森林法違反の復旧工事の完了報告について
(静岡県)

- (1) D工区の森林法の復旧計画書に記載された提出から植栽、防災工事が1週間で完了したとする根拠資料として提出されている甲イC2・54頁が引用している別冊59～60頁(未提出)のD100・D101(D111の誤りではなく101があるのであれば開示されたい)の写真等について、D工区の図面を示して、どの範囲をどの角度から撮影したものを明らかにされたい。
- (2) また、わずか1週間の工期で、植栽対象部分全体について2500本のアカマツが植えられていたとする根拠や、防災工事(擁壁工事)の当時の状況を含めて、D区の復旧工事の状況、完了報告に関する現存する資料(写真、図面、報告書等)と、2008年4月から6月にかけて、D工区近隣で生じた擁壁の崩壊や濁水の発生事故の報告(写真を含む)があれば提出されたい。
- (3) 甲イC2D111の写真(別冊61頁)は2008年8月5日の写真であって工事完了日である5月30日の写真ではないが、同年5月30日には当該工事は完了していなかったということによいか。仮にそうであればなぜ同日に復旧工事の「完了」確認ができたのか。

S社のグループ会社であるR社の特急での1週間の復旧工事とその完了報告と極めて迅速な森林法の許可は、全く同時期に、赤井谷1076-3について森林復旧工事をしていたS社に対する森林法による規制に大きな影響を与え、2009年以降の県の森林法による規制の消極性につながった可能性があるからである。

6 赤井谷1076-3最上流部の不法投棄現場(⑥)の測量面積等について(熱海市及び静岡県)

- (1) 2009年2月27日、熱海市は赤井谷1076-3の源頭部(最上流部分)にある不法投棄がなされた⑥区域の面積を独自に計測し、県に報告している。その報告によればコンクリートガラ仮置の全面積は1220㎡、うち5条森林にかかる部分(1076-3部分)は約600㎡としている(甲B8-61)。この報告では末尾に測量図面送付依頼済とあるため、熱海市に(簡易)測量の図面があったものと思われる。よって、県または熱海市において2009年2月27日における⑥区域におけるコンクリートガラの投棄範囲についての測量図面を提出されたい。
- (2) 当該現場のうち600㎡が森林区域だとされているが、それは2008年8月に完了が確認された復旧工事の範囲内か、それとも範囲外か。

7 2009年7月当時における森林法違反の防止対策(1ha以上にさせないこと)について(静岡県)

2009年1月22日のS社・市・県の3者協議で、森林法復旧地域での残土処分計画について1haを超えたら森林法を適用すると伝えており、現実に6月21日には赤井谷での無届の埋立を現地調査で確認している(甲B8-67)。7月2日には市は1haを超えるのではないかと懸念を県に示した。実際、2009年3月19日に土砂の埋立は始まり、当時、届出期間は過ぎていたにもかかわらず、止まる気配は無かった。また上記のとおり、廃棄物も2019年2月から1076-3において投棄されていた。

このような2007年7月当時の状況で、第1堰堤関係の埋立計画図面(そもそも1haぎりぎりである)の範囲を超えないかどうかを把握するための対策(現地における埋立処分場の範囲を把握するための標識、目印その他目測用の基準地点の設定や表示、巡回体制の強化、航空写真の利用など)をとっていたか、

もし取っていただければその具体策を明らかにされたい。

8 2009年11月から12月当時の森林法違反の調査（1haを超えているかどうか）について（静岡県）

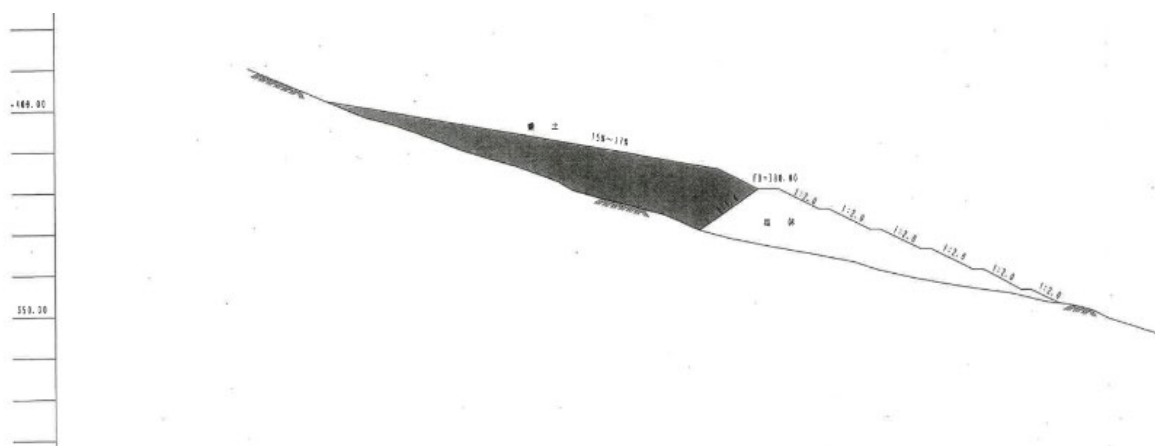
2009年11月当時には、熱海市から施工範囲が1haを超えているのではないかとの意見が出され、S社からも一旦は埋立施工区域を12,200平方メートルとする図面が提出されている。しかし、2009年12月1日、県は業者の求積図は図上求積であるとして信憑性に向け正式の文書でないとした（甲B8-89、己29）。

また市によれば、市は県に県市合同で面積調査を行うべきではないかと進言したが、県は森林法の手続きに則り業者に測量を指導すると時間がかかってしまうとの理由により、市において業者に測量させるように指導することとなったとしている（己1・8頁）。

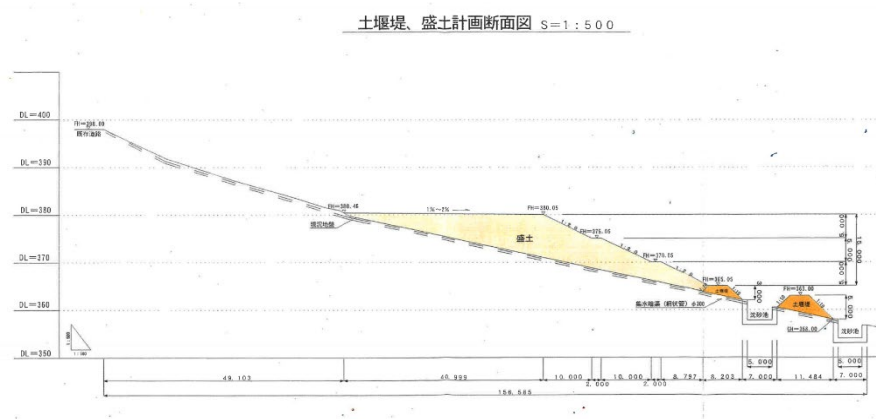
- (1) 2007年の森林法違反では現場における担当者の目測によって違反事実を認め、まずは工事を停止させたうえで、業者に時間をかけて数次にわたり求積をさせていた。それに対して、2009年11月の場合、S社が1haを超えた埋立図面を提出していた。2009年11月から12月の時点において、現場における調査に基づいて推定面積を検討する手法がなぜ取られなかったのか、その理由を明らかにされたい。
- (2) 2009年11月～12月時点において、赤井谷1076-8の現状を確認した調査資料はあるか。1076-8は2007年4月に進入路付近からの土砂の盛りこぼしが確認され、その後、森林法による復旧工事がされた土地であり、己15では復旧済とされているが、どのような復旧がなされたのか。復旧後、2009年11月から12月ころまでに、復旧工事後の1076-8について土砂の埋立その他の形質変更はないことを確認していたのか。
- (3) すでに上流部⑥の区域での不法投棄による森林法違反の形質変更が600㎡あ

るほか、⑥の区域と進入道路をつなぐ道路も作られており、当時、進入道路上部も形質変更がなされていると思われるが、なぜ市から提案のあった県市合同の面積調査を断ったのか、理由を明らかにされたい。また、仮に市の提案の事実を否定する場合には、独自の調査をしたかどうかを明らかにされたい。

9 2009年12月10日の土の採取等変更届出に関して（熱海市及び静岡県）



己5 第1堰堤盛土断面図 S = 1 : 500



己31 土堰堤、盛り土計画断面図 S = 500 : 1

ほぼ同一縮尺にした両者（縦の目盛りは10m）を比較すると、変更届では、15mの土堰堤に収めるため、標高380m以上には土砂を積んでいない。つまり元の第1堰堤の場合は、第1堰堤の上部に大量の土砂を埋立するはずであった

が、己5の黒塗り部分がほぼすっぽりと埋立対象から抜け落ちている。

この計画であれば、埋立量は、少なくとも当初の約3万 m^3 より半減することは一目でわかるはずであるが、己31の変更届における埋立量は34766.75 m^3 とされている。この埋立量については県から計算が合わないとの指摘がなされているところである。そこで以下の釈明を求める（熱海市と静岡県）。

- (1) 熱海市は、S社としては3万立米での届出が正規に受理されれば、3万 m^3 の土砂埋立が正規に可能になったと受け取ることが十分に予想されるどころ、変更届を受理するに際して、埋立量の計算が元の計画とほぼ変わっていないことについて、何らかの検証はしたのか。あるいは埋立量に変更されていないことについては問題視しなかったということか。（熱海市）
- (2) 上記断面図からも明白なように、変更届による埋立は380mから400m部分に当初の土砂の処分予定場所が一種の空地（緑地）として広がっており、容易に追加して土砂を埋立処分することが可能な場所になっている。しかもこの部分はすでに大量の土砂が盛りこぼされていた部分にあたる。仮に、この場所に3万 m^3 に及ぶ土砂が廃棄されると、下流域にはロックフィル構造の場合よりもはるかに小規模で構造的にも弱い土堰堤しかないことになり、追加処分による潜在的危険性は変更届の方がはるかに高くなる。

熱海市は、変更届の計画について、緑地部分への山積みの潜在的危険性は認識したか。仮に認識していたとすれば、変更届の潜在的危険性に対する何らかの対策（たとえば土堰堤に変更する以上は、当初計画していた380mから400m部分の埋立は絶対に許容できず、その場合は直ちに停止・復旧命令を出すなどの条件を付加することなど）は検討しなかったか。（熱海市）

- (4) 熱海市はロックフィル構造から土堰堤に変更するに際して、上部の盛土の流出を防ぐ強度・安全性についてはどのような検証をしたのか。

すなわち、市は、準備書面（2）において、2007年3月の当初届出については、被告S社関係者のヒアリングを行うと共に、技術基準（G2）だけで

なく、「道路土工／のり面工・斜面安定工指針」(己90)等を参照するなどし(準備書面(2)9頁)、市保有の安定計算ソフト(己6記載の「FORUM8」と思われる)を使用して盛土の安定計算を実施し、最小安全率が1.2を超えることを確認した(準備書面(2)10頁)としている。

2009年12月の変更届出時には、このような2007年3月の当初届出時の検証との比較において、技術基準(G2)や「道路土工／のり面工・斜面安定工指針」(己90)に照らしてどのような検討を行い、市保有の安定計算ソフトによる安定計算等を行ったか。また、被告S社関係者にどのようなヒアリングを行ったか。(熱海市)

- (5) 既に大量の土砂が埋め立てられた状態にあって、埋立計画の変更を届けさせる場合には、まずは変更届を出す時点での現状を確認し、今後、それをどう仕上げるのかを説明させるのが通常の手法だと考えられるところ、市は、①それまでに赤井谷1076-3と1076-8に搬入した土砂の推定量、②それまでに搬入し、埋め立てた土砂の範囲について、S社に問い合わせたことはあるか。あるいは市独自に当時①と②の推定を行ったことがあるか。市は、変更届を受理するに際して、2009年12月10日時点での残土埋立場の現状についての資料(現場写真、報告書等)があれば提出されたい。(熱海市)
- (6) 熱海市がロックフィルよりも土砂の崩落を防止する点では安全性が低い土堰堤と沈砂池を2つ造る計画への変更で狙ったのは、主に下流域からしばしば苦情が寄せられていた濁水対策と考えてよいか。
- (7) 静岡県作成の甲B9の9頁(2009.12.10の「(県の推測)」で始まる段落)によれば、県による検証では、この変更届の通りの設計によれば、6000m³から8500m³程度しか埋立できないとしているが、変更届にかかる残土処分場の容量に関して、甲B9の9頁における「県の推測」の計算根拠を示されたい。(静岡県)

10 土の採取等変更届出書の受理とその後の防災工事の実施について（熱海市）

2009年12月10日の変更届受理後、市はS社・U社Cに対して土堰堤を含む安全対策工事を実施させたうえで、その現場を調査している。そこで、2009年12月から2011年7月までの間に、市が行った赤井谷の埋立現場を調査した写真、現場の埋立現況の図面（市側が作成したもの）その他の報告書および受理に際する審査資料（技術的安全性その他）で残っているものがあれば提出されたい（己32によれば、2009年12月14日、12月22日、12月25日、2010年1月19日、3月4日、3月24日などに現地調査を行っているが、己号証には含まれていない。しかし己32には現地調査をしたとあるから何らかの記録は残っていないのか）。

またCが行ったとされる防災対策（土堰堤と沈砂池の整備等）の工事完了の確認に関して、己1の10頁では6月4日に現地踏査を行って確認したとしている。その際、土堰堤と沈砂池という防災対策工事の実情とともに、届出の面積や高さとの関係で土砂がどのように捨てられていたのかを知る必要があるため、6月のCの工事完了に関する現地の報告書や写真等を提出されたい（6月末には土砂が変更届の計画どおり高さ15m・3段の範囲に収まっていたのか、それともそれ以上の高さ・段にまで積まれていたのか、あるいは1076-3の上流部分に搬入された大量の土砂が進入路付近に既に移動されていたのかなど、変更届の完了時期にあたる6月末の現場の状況については極めて重要であるからである）。

11 2010年10月時点における進入道路より上部の形質変更について（静岡県及び熱海市）

2010年10月13日には、七尾調圧槽手前に大量の土砂が山積みされていたほか、進入道路入り口付近の形質変更もあった。進入路から1076-3の最上流部にある廃棄物の投棄現場（⑥）にまで続く搬送道路（以下「搬送道路」という）も作られていた。

そこで、県および市は、七尾調圧槽手前の大量の土砂の山積みについて、写真も撮影していたのだから、その面積はどれくらいに及ぶと考えていたか、当時の算定資料があれば提出されたい。当時の資料がない場合には、事後的に作成されたものがあれば代替されたい。

また、搬送道路がいつ頃形成されたのか、その推定面積についても同様に、当時の算定資料または事後的な資料があれば提出されたい。

その他、同様に進入道路より上流部（標高約400mよりも上の部分で進入路入り口付近を含む）の形質変更の時期や面積を確定する資料（当時ないし事後）があれば提出されたい。

以上